

総務常任委員会会議録

令和4年12月13日

寒川町議会

出席委員 黒沢委員長、吉田副委員長
茂内委員、山田委員、柳田委員、佐藤（一）委員、青木委員、山上委員、柳下委員、
天利委員

説明者 野崎総務部長、伊藤総務課長、辻井主査、内藤主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第73号 寒川町個人情報保護法施行条例の制定について
2. 議案第74号 寒川町個人情報保護審査会条例の制定について

午前11時40分 開会

【黒沢委員長】 皆様、こんにちは。本会議の休憩中ではございますけれども、ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の総務常任委員会の案件につきましては、次第のとおり、付託議案2件となっております。次第のとおり進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明していただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【黒沢委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第73号 寒川町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 皆様、こんにちは。これより付託議案の1、議案第73号 寒川町個人情報保護法施行条例の制定についての審査をお願いいたします。それでは、伊藤総務課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、議案第73号 寒川町個人情報保護法施行条例の制定につきましてご説明申し上げます。本会議場での総務部長の説明を重複いたしますが、よろしく願いいたします。

条例制定の背景でございますが、デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、令和3年5月19日に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が一部改正されたところです。この改正により、国の行政機関、独立行政法人と地方公共団体、民間事業者を一元化した個人情報保護制度を国の機関である個人情報保護委員会が、個人情報の保護に関する法律を所管して運用していくこととなりました。これに伴い改正された個人情報の保護に関する法律の地方公共団体に係る内容は、令和5年4月1日より施行されるため、法に施行に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明いたします。タブレット資料01議案第73号寒川町個人情報保護法施行条例の制定についての2ページをご覧ください。第1条は、この条例の趣旨で、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。第2条は、用語の定義、第3条は、開示請求に係る手数料等の定めで、手数料は無料とし、開示請求者が写しの交付を受ける場合の写しの作成及び送付に関する費用は、開示請求者の実費負担としています。第4条は、開示請求の手続についての定め、第5条は、3ページにわたりますが、開示決定等の期限の定めで、開示決定は開示請求があった日から15日以内にしなければいけないこと、正当な理由がある場合は15日以内に限り延長することができることを定めています。第6条は、開示決定等の期限の特例の定めで、開示請求に係る個人情報が著しく大量である場合に、開示請求から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことが事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合の特例と、その際における開示請求者に対する書面通知を定めています。第7条は、自己情報の訂正請求及び利用停止請求の手続における記載事項の定め、第8条は、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、寒川町個人情報保護審査会に対して諮問することができることを定めています。

4ページになりますが、附則につきましては、第1項で施行期日として、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日を条例の施行期日とすること、こちらは令和5年4月1日となります。第2項で、寒川町個人情報保護条例の廃止、第3項として、第2項の廃止に伴い寒川町個人情報保護制度運営審議会の定めがなくなることによる寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の別表内の当該審議会の項目を削る一部改正、第4項として、同項各号に掲げるものに係る旧条例の個人情報の取扱いに係る義務は本条例の施行後も従前の例によることの経過措置、5ページ目にわたりますが、第5項として、本条例の施行前に旧条例の規定による請求がされた場合の旧条例に規定する保有個人情報の開示等については従前の例によることの経過措置、第6項として、本条例の施行前に旧実施機関が保有していた個人情報ファイルを正当な理由なく本条例の施行後に提供した場合の罰則規定の経過措置、第7項として、条例の施行前に実施機関が保有していた保有個人情報を本条例の施行後に不正な利益を図る目的で提供また登用した場合の罰則規定の経過措置、第8項として、旧条例の規定が効力を失う前にした違反行為の処罰については、失効後も従前の例によることの経過措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

柳田委員。

【柳田委員】 個人情報施行条例の制定に当たって、例えば匿名加工情報だったり、個人情報ファイル簿だったり、要配慮個人情報だったり、改正法に基づいて例えば個人情報ファイル簿だったら、1,000人以上だとか、あと要配慮個人情報だったら改正法と同じような内容だから規定していなかったとかがあると思うんですけど、あと匿名加工情報だったら、政令都市以外は義務がないので入れていませんだとかもあると思うんですけど、規定されていない項目に対して何か理由があるのかどうかお伺いします。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 ご質問の内容は大きく分けて3点あったかと思えます。まず、個人情報ファイル簿の関係でございます。こちらにつきましては、法で1,000名以上の個人情報を取り扱う場合にファイル簿を作りなさいということが法の趣旨となっております。こちらについては、町としては基本的には法律によるファイル簿は作成していくというところで整理しております。実際状況としてそれより少ない数の個人情報を取り扱っているものも当然ありますけれども、そちらについては、法の趣旨に鑑みて町としては基本的には個人情報ファイル簿1,000人以上のものを備えていくという方向で整理しております。

続きまして、要配慮個人情報の関係になります。こちらは要配慮個人情報そのものについては、法律においてはその取扱いの制限をするといった規定はございません。したがって、要配慮個人情報の取扱いにつきましては、個人情報全般と同じ規定の下での取扱いになるというところで、そこは法令の定める所掌事務や業務を遂行するために必要な場合に限ることであったり、不正手段による取得を禁止するということが法で規定されておりますので、町においても法の趣旨を踏まえて適切な収集、保有を行うということになってまいります。

そして、行政機関匿名加工情報のご質問かと思えます。こちらにつきましては、法律におきましては、行政機関匿名加工情報の提案募集、行政機関が保有している個人情報、ほかのものと照合しても分からないように分離とか、消去してしまうとか、そういう形で作成されるものは、匿名加工情報ということになってまいりますけれども、これについては法では小規模団体等における提案、これに対する事務負担等を考慮する中で、都道府県や政令指定都市以外の地方公共団体については、当面匿名加工情報の行政が提案する、こういう情報を提案により提供できますよという提案を求める、このことについては、任意となっている状況がありますので、町としましては現段階で提案募集を行うということについては、その必要性の調査であったり、導入といった部分に相当の時間も要するといったところが見込まれるという部分もありまして、この条例施行時においては、規定を定めることは見送ったという状況でございます。

以上です。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 改正法に合わせた理由で規定しない理由が分かりました。あと、匿名加工情報に関しても、政令都市以外は義務がないということで理由も分かりました。あと1点だけ、個人情報ファイル簿なんですけど、1,000人以下の場合だと、多分個人情報取扱事務登録簿のことだと思うんですけど、そちらは廃止という形になるんでしょうか。お伺いします。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 今ご質問にありました現状の条例の中で行っている個人情報事務取扱登録簿については廃止という形になっております。

以上です。

【黒沢委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 最後に廃止理由をお伺いします。

【黒沢委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 個人情報取扱事務登録簿の廃止の理由になりますが、個人情報保護法においてその設置について義務づけられていないこと、及びこれまでの間の町民の利用状況等に鑑みまして、今回廃止するという形に決定いたしました。

【黒沢委員長】 他に質疑はありますでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例の制定ですけど、旧条例があって、今度新しく条例ができるわけなんですけど、手続的には町が行うということの条例かと思うんですけど、これと旧条例との違いというのはどういうところがあるのか確認します。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 旧条例との違いというご質問だったんですが、個人情報保護制度そのものが基本的には法による取扱いになっていくというところで、法に対して地方自治体が事務を取り扱っていく中で、必要な部分についての条例を制定しているといった部分になりますので、この条例により何か制度が変わる、旧条例となかなか比較対照が難しいところではあるんですが、具体的に条例に定めている内容そのものはあくまでも法を補完するといった内容になりますので、基本的には制度としては、法としての制度としての動きはありますけども、条例で何かが変わるといふ部分は、あくまで法の運用をするための条例なので、ご理解いただければと思います。

【黒沢委員長】 山田委員。

【山田委員】 基本的にはそんなに変わらないという答弁だったかと思うんですけど、どっちにしろ国で一元管理するという事の中で、個人情報の取扱いというものがどんどん国の法律では情報の提供とか、いろいろとあると思うんですけど、それに関しては先ほども柳田委員からも質問がありましたけど、提案とか、そういうものに関しては見送るといふことがありましたけど、町としての個人情報の管理というものは、手続上はやらなきゃいけないけど、実際国からの提供とか指示、そういうものに関してどういう対応をしていくのか。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 基本的に個人情報のまず収集といった部分で申し上げますと、法においては、本人収集の原則について規定はなかったり、法によって目的外利用とか提供といった部分についても運用していきますので、基本的には法の趣旨を踏まえた適切な保有を行っていくといったところでございます。

以上です。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 まず、この条例が承認されなかった場合の影響、またこれによって生じる危険性とか個人、町民が危険にさらされるような情報があればお答えいただければと思います。

【黒沢委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 本条例においては、法律において条例で定めることとされているもの自体が規定されておりますので、今回承認されなかった場合につきましては、法施行までの間に承認をいただけるよう

な条例を再度提案するような形になろうかと思えます。ですので、4月までの間には必ず自治体としてこの条例を策定していく責務がございます。なお、個人情報保護自体につきましては、法律に基づいて全て行われていきますので、そこに関して直接的な影響というのはないと考えております。

【黒沢委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 もちろん国の方向性も分かっていますし、個人情報の守るべき情報が施行されなければならないことの必要性というのも理解してはおるつもりですが、これを現時点で承認しなければならない理由及び危険性なんですけれども、もう少しかみ砕いてご説明いただきます。

【黒沢委員長】 町としては、法令遵守という基本的な考え方があると思うので、この条例がないと個人情報保護法をしっかりと町として適正運用がされないのかなと思うんですけど、その辺の見解を町としてどう捉えているのかということなのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

辻井主査。

【辻井主査】 このタイミングでということに関しましては、町民への周知等も含めた中でこのタイミングでご提案させていただいたところがございます。また、危険性という部分に関しましては、法令遵守、地方公共団体としての責務の中で地方自治法にも規定されておりますが、法令に反しない範囲において条例は定めることができると規定されているところから、本条例については各地方公共団体において適切に制定され、今後運用されていくものと考えております。

【黒沢委員長】 吉田副委員長。

【吉田副委員長】 要するに国としての在り方が正しくあるため、また町民ないし国民の情報を適切に、また安全を守るためにこの条例は制定されるべきという考え方でよろしいですね。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 今、委員のおっしゃられるとおりの解釈でよろしいと思います。

【黒沢委員長】 これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第74号 寒川町個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。本議案につきまして説明を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、続きまして、付託議案の2、議案第74号 寒川町個人情報保護審査会条例の制定についての審査をお願いいたします。伊藤総務課長よりご説明申し上げます。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、議案第74号 寒川町個人情報保護審査会条例の制定についてをご説明いたします。こちらにつきましても本会議場での総務部長の説明と重複いたしますが、よろしく願いいたします。

本議案につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、議案第73号の寒川町個人情報保護法施行条例の附則において、寒川町個人情報保護条例の廃止をご提案しておりますことから、新たに寒川町個人情報保護審査会について条例で定めるものがございます。それでは、条例案の内容についてご説明いたします。タブレット資料は02議案第74号寒川町個人情報保護審査会条例の制定について、こちらの2ページをご覧ください。第1条につきましては、趣旨について、この条例は寒川町個人情報

保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手續について定めるものとしております。第2条は、定義について、この条例における町の機関として、町長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会としております。また、保有個人情報についての定義を定めております。第3条は、設置について、次に掲げる事務を行うため審査会を置くとし、その掲げる事務は第1号については、個人情報保護法の規定による諮問に応じ開示、訂正、利用停止などの決定や不作為についての審査請求について調査審議すること。第2号については、町個人情報保護法施行条例の規定により町機関が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに行われる諮問に応じ調査審議すること。第3号については、寒川町議会の個人情報の保護に関する条例の第45条の規定による諮問に応じ、開示、訂正、利用停止などの決定や不作為についての審査請求について調査審議すること。

3ページになりますが、第4号については、議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定により、議長が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときに行われる諮問に応じ調査審議することを定めております。第4条は、審査会の組織等について、委員の数、委員の委嘱、任期、再任、守秘義務に関して定めております。第5条は、会長について、その選出を委員の互選とし、会長が会務を総理し、審査会を代表すること。また、職務代理について定めております。第6条は、審査会の調査権限について、町の機関に対して保有個人情報の提示を求めることができること。町の機関はその求めを拒んではならないこと。また、必要があると認めるときは町の機関に対し保有個人情報に含まれる情報内容、審査会の指定する方法で分類、整理した資料を作成し、審査会へ提出するよう求めることができることを定めています。

4ページにわたりますが、第7条は、委員による調査権限について、審査会は、必要があると認めるときは指名する委員に町の機関から提示された保有個人情報を閲覧させることができることを定めております。第8条は、提出資料の写しの送付等について、審査会に対して主張書面もしくは資料の提出があったときは、それらの写しをその資料または主張書面に提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付すること。同条第2項では、前項の送付をしようとするときには資料または主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなくてはならないことを定めています。第9条は、審査請求についての調査審議について、前条に定めるところによるほか行政不服審査法の規定を準用することの定め、5ページにわたりますが、第10条は、個人情報の取扱いについての調査審議の手續として、審査会が必要であると認められるときは町の機関に対し資料の提出、意見の説明等必要な協力を求めることができること。また、審査会が必要であると認めるときは、町の機関以外のものに対しても必要な協力を依頼することができることを定めております。

5ページになりますが、第11条は、委任として、この条例に定めるもののほか審査会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めること。第12条は、守秘義務に違反して秘密を漏らした者に対する罰則規定。

附則につきましては、第1項で施行期日、こちらにつきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律の附則に掲げる規定の施行の日とすること。第2項で、経過措置について、この条例の施行の前における寒川町個人情報保護審査会の委員は、この条例の施行の日には本条例による

委任として委嘱された者とみなすこと。また、その任期は、旧条例による任期の残存期間と同一期間とすること。第3項で、本条例の施行前に旧審査会の委員である者または委員であった者の守秘義務は、本条例の施行後も同様であること。第4項で、本条例施行日前にした行為に対する旧条例の罰則適用はなお従前の例によること。6ページになりますが、第5項で、従前の例によるとされた守秘義務に違反した場合の罰則規定を定めております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
柳田委員。

【柳田委員】 諮問されたことへの根拠といえいいんですかね。例えばなんですけど、改正法は上位法令だと思うんですけど、その中で例えば改正法の129条の中で、地方公共団体機関は条例で定めることにより個人の適切な取扱いを確保する専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときには審議会、あとその他合議制の機関に諮問することができるあるんですけど、審査会というのは、この解釈でいうと、その他合議制の機関というもので合っているかどうかだけお伺いします。

【黒沢委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 ご質問にありましたとおり、その他合議制の機関の取扱いになってまいります。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 今回のこの条例ですけど、旧審査会ということがありますが、違いというのは、あくまでこれは国の法律にのっとった条例制定ということでもいいのか確認します。

【黒沢委員長】 辻井主査。

【辻井主査】 従前個人情報保護条例において規定されていた個人情報保護審査会の条文を、今回個人情報保護審査会条例として制定したものでございますので、特に違いはございません。

【黒沢委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 なきようですので、これをもって質疑を終結いたします。大変にご苦労さまでした。暫時休憩といたします。

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日の総務常任委員会に付託されました議案につきましては、質疑までただいま終了したところでございますが、この後、お昼過ぎているので、お昼休憩を取った後に再開して、討論、採決に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 なので、お昼休み期間に討論等がある方は考えていただければと思いますので、よろしく願いします。その上で再開時間を13時15分でもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、13時15分まで休憩といたします。

暫時休憩いたします。

【黒沢委員長】 定刻となりましたので、休憩を解いて会議を再開いたします。

本委員会に付託されました2つの議案につきましては、休憩前に質疑まで終了となっておりますので、これより討論に入ってまいります。

初めに、議案第73号 寒川町個人情報保護法施行条例の制定について討論はありませんか。まず反対の立場の方より。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第73号について、個人情報保護に関する法律の一部改正に伴う条例の制定ですけど、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の廃止、行政が持っている個人情報を民間企業が共有することもできることとなります。個人情報システムも全国統一になります。地方公共団体の区域の特性に応じた個人情報の適正な取扱いを確保するための必要な施策が確定しにくくなります。町として法令遵守ということですけど、個人情報の取扱い、目的外利用、提供について、町民の個人情報の保護の後退が懸念されることから反対といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。賛成の立場の方の討論はありませんでしょうか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 議案第73号に賛成の立場で討論させていただきますが、この条例は、個人情報の保護に関する法律により定められた条例で定める事項について定めたもので、改正個人情報保護法下においては欠かすことができない内容となっております。法令遵守は、地方公共団体の責務であり、個人情報を守るため欠かすことができないものとして賛成させていただきます。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号 寒川町個人情報保護審査会条例の制定について討論はありませんか。初めに反対の討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第74号について、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う条例の制定ですが、基本には旧条例と変わらないとのことでした。町としては法令遵守ということになりますが、旧審査会条例でよいのかと思います。個人情報の保護はしなければならないのは当たり前ですけど、町民の個人情報の保護の後退が懸念されることから反対といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。賛成の立場の方の討論はありませんか。

吉田副委員長。

【吉田副委員長】 議案第74号に賛成の立場で討論させていただきます。この条例は、町民が個人情報の保護に関する法律に基づく行政処分等に不服がある場合の審査手続等に関する規定でございます、町民の権利、利益を守るための条例でございます。議案第73号と同様となりますけれども、法令遵守、これは地方公共団体の責務でございますから、個人情報を守っていくため欠かすことができないと考え、賛成といたします。

【黒沢委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 賛成多数であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、総務常任委員会を終了いたします。大変にご苦労さまでした。

午後1時18分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月21日

委員長 黒 沢 善 行